公益財団法人世田谷区保健センター医療事業運営委員会要綱

（設置）

第１条　公益財団法人世田谷区保健センター（以下「保健センター」という。）の医療事業等を円滑に運営するため理事長の諮問機関として、関係者による保健センター医療事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、医療事業等に関する次の事項について審議、決定し、理事長に答申する。

（１）　運営方針に関すること。

（２）　実施計画に関すること。

（３）　運営上の諸問題に関すること。

（４）　渉外、広報、調査に関すること。

（５）　利用者からの苦情対応に関すること。

（６）　その他必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　運営委員会の構成は、次のとおりとする。

（１）　委員は、別表に定めるものとする。

（２）　委員は、理事長が委嘱する。

（３）　運営委員会に委員長を置く。

（４）　委員長は保健センター所長がその任にあたり、不在の場合は事前に代理者を立てることができることとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、別表に定める当該職に在職する期間とする。

（会議）

第５条　運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議の成立は、委員数の過半数以上の出席がなければならない。

３　議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第６条　通常的事項及び緊急事項を協議するため、委員長の指名した委員による小委員会を置くことができる。

２　小委員会で協議した事項又は緊急に処理した事項は、事後速やかに委員長に報告し、特に重要な事項は、運営委員会で報告し、承認を得るものとする。

（委員以外の出席）

第７条　委員長が必要と認める場合は、関係者又は学識経験者の出席を求めて意見を聞くことが出来る。

（事務局）

第８条　運営委員会の事務は、保健センター管理課事業係が担当する。

付　則

１．この要綱は、昭和 59 年 12 月 10 日より施行する。

付　則

１．この要綱は、昭和 62 年 7 月 1 日より施行する。

付　則

１．この要綱は、平成元年 7 月 1 日より施行する。

付　則（平成 4 年 4 月 1 日財世保発第 19 号）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（平成 9 年 4 月 1 日財世保発第 49 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日財世保発第 437 号）

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 27 日公財世保発第 750 号）

この要綱は、平成 24 年 12 月 27 日より施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附　則（平成 28 年 6 月 1 日公財世保発第 176 号）

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

附　則（令和 2 年 7 月 27 日公財世保発第 240 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日より施行する。

附　則（令和 4 年 3 月 31 日公財世保発第 792 号）

この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

附　則（令和６年３月８日規則第４号）

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

別　表

構成機関	委員数	役職名
世田谷区	３名以内	保健福祉政策部保健医療福祉推進課長、世田谷保健所健康推進課長、世田谷保健所健康企画課長
世田谷区医師会	３名以内	副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦するもの
玉川医師会	２名以内	副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦するもの
保健センター	５名以内	事務局長、所長、事務局管理課長、事務局医務課長、事務局副参事